

令和 2 年 5 月 2 1 日
交 通 局

市バス・地下鉄の運休及び減便等について

この度、京都府における緊急事態宣言の解除を踏まえ、当面 5 月 3 1 日（日）まで実施することとしていた市バス・地下鉄の運休・減便等について、以下のとおり取り扱います。

1 市バス・地下鉄の運休・減便等の取扱い

下表のとおり

	解除するもの[時期]	当面継続するもの
市バス	・急行系統の減便（平日）[5/25(月)～] 及び運休（土休日）[5/30(土)～] ・京都岡崎ループの運休[5/25(月)～]	深夜バスの運休
地下鉄	土曜及び休日ダイヤの減便[5/30(土)～]	「コトキン・ライナー（毎週金曜日の終電延長）」の運休
案内所	市バス・地下鉄案内所（5箇所）の営業時間の短縮[5/25(月)～]	—

2 お客様への周知

市バス・地下鉄を御利用のお客様に対しては、交通局ホームページ等でお知らせします。